

大津市後方医療機関確保対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、休日夜間等における専門的な治療及び入院を必要とする重症患者の受入れに係る救急医療の提供に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって本市の救急医療体制を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「後方医療機関」とは、大津赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院、医療法人弘英会琵琶湖大橋病院、滋賀医科大学医学部附属病院及び地方独立行政法人市立大津市民病院をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市後方医療機関確保対策補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、後方医療機関とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、次の表の左欄に定める基準額と同表の右欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

基 準 額	対 象 経 費
次により算出された額 算定基礎額（44,700円）×診療日数	後方医療機関の運営に要する経費 給与費 常勤職員給与費 非常勤職員給与費 法定福利費等

備考

- 1 この表中「44,700円」は、前年度の算定基礎額に同年度の人事院勧告改定の変動率を乗じた額である。
- 2 この表中「診療日数」は、次の表の左欄に定める区分ごとに、同表の右欄に定める診療時間であるものをもってそれぞれ1日とする。

区 分	診 療 時 間
休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までをいう。）	午前8時から午後6時まで
夜 間	午後6時から翌日午前8時まで

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市後方医療機関確保対策補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業経費所要額調
- (3) 歳入歳出予算書の抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市後方医療機関確保対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市後方医療機関確保対策補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市後方医療機関確保対策補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市後方医療機関確保対策補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市後方医療機関確保対策補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市後方医療機関確保対策補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 歳入歳出予算書の抄本
- (3) 事業変更理由書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市後方医療機関確保対策補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市後方医療機関確保対策補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市後方医療機関確保対策補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市後方医療機関確保対策補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）

決定通知書（様式第 1 1 号）により行うものとする。

（実績報告書）

第 1 0 条 規則第 1 4 条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市後方医療機関確保対策補助事業実績報告書（様式第 1 2 号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業経費実績所要額調
- (2) 後方医療患者数調
- (3) 歳入歳出決算書の抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

（確定通知書）

第 1 1 条 規則第 1 5 条の規定による通知は、大津市後方医療機関確保対策補助金確定通知書（様式第 1 3 号）により行うものとする。

（交付請求書）

第 1 2 条 規則第 1 8 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市後方医療機関確保対策補助金交付請求書（様式第 1 4 号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第 1 3 条 規則第 1 8 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市後方医療機関確保対策補助金交付請求書（様式第 1 5 号）とする。

（取消通知書）

第 1 4 条 規則第 1 9 条第 4 項の規定による通知は、大津市後方医療機関確保対策補助金交付決定取消通知書（様式第 1 6 号）により行うものとする。

（返還通知書）

第 1 5 条 規則第 2 0 条第 1 項の規定による返還の命令は、大津市後方医療機関確保対策補助金返還通知書（様式第 1 7 号）により行うものとする。

（その他）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、国の医療施設運営費等補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年１１月９日から施行し、平成２２年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年１１月３０日から施行し、平成２３年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年１２月５日から施行し、平成２４年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年１０月２日から施行し、平成２５年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年１０月２３日から施行し、平成２７年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

(経過措置)

２ この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

３ この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。